

別表 1 (第 2 条)

指定対象	基 準
<p>主として樹木によって形成されている土地</p>	<p>① 樹木と樹木がふれあい、樹冠が閉鎖された、空地のない樹林地であること。ただし、保安林で、自然災害によって一時的に樹冠が閉鎖していない土地で早期に樹林の回復が見込まれる場合については、当該土地を契約地に含めることができる。</p> <p>② 建物の敷地及びその維持若しくは効用を果すために必要な土地を除き、①及び③を満たす土地であること。</p> <p>③ 植林地にあっては、樹木の高さが概ね 3.5m 以上あること。</p> <p>④ 生産緑地、農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例を受ける土地は対象外とする。</p>
<p>500平方メートル以上の一団の土地</p>	<p>⑤ 当該土地が 500 m²以上の土地であること、又は既に指定された緑地保存地区、源流の森保存地区、市民の森、特別緑地保全地区、保安林及び都市公園等の樹林地、若しくは緑地保存地区に指定予定の土地と連たんして、その合計面積が 500 m²以上となる土地であること。ただし、連たんする同一所有者の土地の合計が 100 m²未満の所有者の土地は、一団の土地に囲まれている場合を除き、対象外とする。</p>